

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年 3 月 30 日

金 曜 日

号 外(8)

目 次

訓 令

○富山県消防関係職員服制に関する規程の一部を改正する訓令

1

訓 令

富山県消防関係職員服制に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成30年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 3 号

本 庁
広域消防防災センター

富山県消防関係職員服制に関する規程の一部を改正する訓令

富山県消防関係職員服制に関する規程（昭和41年富山県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「副知事」の次に「、危機管理監」を加え、「部局長、」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(消 防 課)

